

中の其の他の職業にも適用するものと思はれるが、果して何れの職業に適用するかの解釋に關しては事務局が之を言明し得ざるも「商業的企業」なる語は極めて廣き解釋を爲し得るものと云ふことを得る。

年齢に關する規定

商業

十四歳未満の兒童は法律の適用を受くる企業に於て使用することを得ない(第二〇條)。「企業」なる語は「圍繞せらるゝ場所たる」と開放せらるゝ場所たるを問はず當該目的の爲に特に指定せられた場所に於て、特別の使用人の援助を得て行はるゝ一切の組織的事業」を云ふものと定義されて居り又「使用人」とは「職業を習ふ爲か又は報酬の爲常時的に又は一時的に勞働する者」を云ふと定義されてゐる(第三條)。

實施上の措置

法律の實施を容易ならしむる爲、十八歳未満の一切の使用人の爲の特別の分類を有する一切の使用人の帳簿を備付くることを要する(第二十一條)。一切の勞働者(年齢の如何を問はず)は勞働手帳を有することを要し且つ十六歳未満の者に關しては右手帳に彼等が勞働することを認められた許可(註)の詳細事項を掲げておかねばならぬ。斯る者は其の兩親又は後見人の同意書を有してなければならぬ(第二二〇)。

(註) 此の許可の性質に關しては何等の情報も手に入つてない。

附 錄

附錄第一、北米合衆國に於ける工業以外の職業に關する州法律の概要(註一)

北米合衆國には兒童勞働に關する聯邦法規は存在しない。過去に於ては一切の州が遵守すべき聯邦的標準を設けんとする計畫が二度(一度は一九一六年、一度は一九一九年に於てであるが、何れもその後違憲であると宣言された)行はれたが、何れも工業以外に於ける使用を目的としたものでなかつた。併し乍ら、殆ど凡ての州は店舗に於ける使用に關し制限を課し又若干の州は街頭商業及び公衆娛樂業(註二)に於ける使用をも規律してゐる。これ等の制限は大低年齢、教育及び身體上の適性に關するもので、そしてそれは北米合衆國に於ける兒童及び年少者勞働法の特徴たる「勞働許可」制度(註三)に依つて實施されてゐる。

(註一) 一九二九年八月に北米合衆國勞働省兒童局に依り通告せられたる情報。

(註二) 此の職業が規律されてゐる程度に關しては本書編纂中には利用し得べき情報がなかつた。

(註三) これは、使用は許容されるも法律は何ほ或る程度の監督権を行使する年齢に達した兒童又は年少者に與へられる證明書である。勞働許可が與へられるに先ち通常年齢證明書並びに醫師よりの身體的適性證明書及び特定の學級修了證を提出しなければならぬ。是等の要件は學校の休暇中又は貧困なるに依り若は或る他の特別の理由に依り勞働することに對し與へ

られるが如き特別の許可に對しては撤回することを得る。

店舗其の他に於ける使用

三十六州に於ては店舗及び時とする之と共にその他の職業に對する最低年齢は十四歳（是等の州の一州に於ては少女に對し十六歳である）の高さに置かれて居り、四州に於ては十五歳であり一州に於ては男女の年少者に對し十六歳である。他方一州は斯る勞働に對し十二歳の最低年齢を設け、七州には授業時間中の勞働を禁じてゐる外は何等の規定もない。是等の最低年齢は次ぎの表（註）に示してゐたが然し、斯る分類は多くの州の法律が許容してゐる例外を表中に示すことの困難に依り單に大體のも

店舗其の他ニ於ケル使用ニ關スル最低年齢（註一）

州	年齢	法律ノ適用範圍	許容セラルル例外
アラバマ	十四	營利職業	十二歳以上ノ子供、學校ノ休暇中商業的設備ニ於ケル勞働
アリゾナ	十四	店舗	十歳乃至十四歳ノ子供ハ授業時間外ニ有害ナラサル勞働ニ對シ許可ヲ得ルコトヲ得
アイカンサス	十四	有價的職業	親ニ依ル使用ハ學校ノ休暇中許可セラル
カリフォルニア	十五	店舗	授業時間外及休暇中ノ勞働ニ對スル或ル例外

コロラド	十四	店舗	學校ノ休暇中許可ニ基キ十二歳以上ノ兒童ニ對スル例外
コンネチカット	十四	店舗	—
デラウエー	十四	一切ノ設備又ハ職業	有害ナラサル職業ニ付十二歳以上ノ子供ニ對スル許可又ハ貧困ノ爲ノ一切ノ兒童ニ對スル許可
コロンビア管區	十四	店舗	十二歳以上ノ兒童ニ對スル貧困ノ爲ノ授業時間外ノ許可
フロリダ	十二	店舗	—
チオールヂア	—	規定ナシ	—
アイダホ	十四	店舗	十二歳以上ノ兒童、二週間以上ノ休暇中
イリノイス	十四	店舗	—
インディアナ	十四	營利職業	—
アイオワ	十四	店舗	法律ハ九名以上ヲ使用スル店舗ノミニ適用ス、家族的企業ハ除外セラル
カンサス	十四	一切ノ營業又ハ業務	授業時間外ノ勞働
ケンタキ	十四	店舗	—

「ノース、ダコタ」	十四	店 舗	—
「オクラホマ」	十六	店 舗	十四歳乃至十六歳ノ児童ハ授業時間外及休暇中許可ヲ得テ或ル職業ニ従事スルコトヲ得
「オレゴン」	十四	店 舗	十二歳以上ノ児童、二週間以上ノ休暇中許可ヲ得テ爲ス有害ナラサル労働
「ペンシルヴァニア」	十四	一切ノ設備又ハ職業	十四歳—十五歳ノ児童、許可ヲ得テ爲ス休暇中及授業時間外ノ労働
「ロード」 島	十五	營 業	—
「サウス、カロリナ」	—	—	—
「サウス、ダコタ」	十四	店 舗	授業時間外ノ労働、一切ノ児童ハ貧困ノ爲除外スルコトヲ得
「テキサス」	十四	一切ノ營業又ハ業務	授業時間外ノ労働
「ユタ」	—	—	—
「ヴァージニア」	十四	店 舗	或ル例外ガ認めラル（詳細規定ナシ）授業時間外ノ労働ニ限ラレ
「ヴァージニア」	十四	營利職業	—
華 盛 頓	少年十四 少女十六	店 舗	十二歳以上ノ児童ハ貧困ノ爲最高等裁判所判事ヨリ許可ヲ得ルコトヲ得
「ウエストス、ヴァージニア」	十四	營利職業	商業的設備及事務所十二歳以上ノ子供、許可ヲ得テ爲ス授業時間外ノ労働

「ルイジアナ」	十四	店 舗	—
「メリーランド」	十五	一切ノ營業又ハ業務	授業時間外ノ労働
「マサチューセッツ」	十四	店 舗	—
「ミシガン」	十五	店 舗	授業時間外ノ労働ニ付十四歳ニ於テ許可ヲ得ルコトヲ得
「ミネソタ」	十四	一切ノ營業又ハ業務	授業時間外ノ労働
「ミシシッピ」	十四	店 舗	或ル例外認めラル（詳細規定ナシ）授業時間外ノ労働ニ限ラレズ
「ミツスーリー」	十四	營利職業	家族的企业
「モンタナ」	—	— (註二)	—
「ネブラスカ」	十四	店 舗	—
「ネヴァダ」	十四	一切ノ營業又ハ業務	授業時間外ノ労働
「ニュー、ハンプシャー」	十四	店 舗	—
「ニュー、ジャージー」	十四	商業的設備	—
「ニュー、メキシコ」	十四	營利職業	授業時間外ノ労働
紐 育	(註三) 十四	商業的設備	法律ハ三千以下ノ人口ヲ有スル場所ニ適用セス
「ノース、カロリナ」	十四	店 舗	十二歳乃至十四歳ノ子供ハ許可ニ基キ授業時間外及授業時間中ノ限ラレタル時間ニ於テ或ル條件ニ基キ使用スルコトヲ得

「ウイスコンジン」	十四	店 舗	十二歳以上ノ児童ハ許可ヲ得テ學校ノ休暇中店舗事務所、商業的設備、倉庫又ハ公ノ「メツセンジャー」事務ニ使用スルコトヲ得
「ワイオリミング」	—	店 舗	
			店舗ニ於ケル授業時間外ノ労働

(註一) 表中に示さるゝ制限の外に各州に於ては強制就學法が實施されてゐる場合には授業時間中の児童の使用を制限してゐる。

(註二) 「モンタナ」では店舗に於ける使用に付て何等の規定もなきも、十六歳未満の児童は労働の許可なくして授業時間中一切の職業に之を使用することを得ない。

(註三) 紐育では強制就學法に依り一切の營業又は業務に對し十四歳である。

のであることを記憶すべきである。是等の法律は労働許可制度に依りて實施されてゐて、それは大抵の州に於ては地方學校當局及び通常労働の場所を監督する責任ある労働局に依りて管掌されてゐる。

(註) これは合衆國労働児童局の作成し且つ一九二六年一月一日に於ける児童の労働状態を示す表を基礎としたものである。この表は一九二九年八月に児童局に依り事務局に提供せられ且つ二つの場合(「ミシシッピー」及「ヴァーモント」)に於て改正された情報と對象したものである。

街頭商業

十八州及び「コロンビア」管區は街頭に於て新聞を賣り又は其の他の労働を爲す児童に對し許可を得又は徽章を附けることを要求せる法律を有つてゐる。但し、九州のみは獨立の街頭労働に従事する少年(註)に關する州全體に行はるゝ法律を有つてゐる。是等の法律は工場、店舗及び其の他の設備に

於ける児童労働に關するものよりも實施すること一層困難なることが立證された。尙ほ縱令街頭商業に於ける児童労働は地方的命令又は警察規則に依り監督し得るとしても、且つ或る場所に於ては斯くの如く監督されてゐるが、最低限度の保護を州全體に亘つて有效ならしむる爲には州の法律が必要である。

(註) 本摘要は街頭商業に於ける少女の労働を禁止せる法律を含んでゐないが、これらの少女に對しては通常少年に對するよりも高き最低年齢が定められてゐる。

街頭商業に於ける少年の労働を特に規律する法律は通常年少街頭労働者に付最低年齢を定め、許可及び徽章を要求し並びに夜間に於けるその労働を禁止せる規定より成つてゐる。次ぎの概要(註)は労働が禁止されてゐる年齢に依り及び許可又は徽章を必要とするや否やに依り州を分類したものである。許可又は徽章を必要とする年齢期間及び法律の適用を受くる地方は州名の下に括弧して示してゐた。

(註) 本概要は(イ)正規に新聞を配達する少年に適用する規定、(ロ)市條例の規定、(ハ)時に街頭商人に適用する犯罪未成年者及後見法、(ニ)「メツセンジャー」及び配達少年に關する法律等を包含してない。街頭商業法に關する一層詳細なる點及び街頭商業命令の分析に付ては北合衆國労働省児童局發行の「児童の街頭労働に關する州法及地方命令」の第十五表を参照されたい。

十四歳—許可又は徽章を必要とす、一州即ち「ケンタッキー」州(十四歳—十六歳、或る市)
 十二歳—許可又は徽章を必要とす、十一州及び「コロンビア」管區、即ち「アラバマ」(十二歳—十六

歳、州全體)「デラウェア」(十二歳—十六歳、州全體)(註一)「コロンビア」管區(十二歳—十六歳)、「メリーランド」(十二歳—十六歳、或る市)、「マサチューセツ」(十二歳—十六歳、州全體)「ミネソタ」(十二歳—十六歳、或る市)、紐育(十二歳—十七歳、或る市)、「ノース、カロリナ」(十二歳—十六歳、州全體)、「ロード」島(十二歳—十六歳、或る市)、「ユター」(十二歳—十六歳、或る市)、「ヴァージニア」(十二歳—十六歳、州全體)、「ウィスコンシン」(十二歳—十七歳、州全體)十二歳—許可又は徽章を必要とせず、一州即ち「ペンシルヴァニア」州(州全體)十一歳—許可又は徽章を必要とせず、一州即ち「カリフォルニア」州(或る市)十歳—許可又は徽章を必要とせず、一州即ち「アリゾナ」州(十歳—十四歳、州全體)(註二)十歳—許可又は徽章を必要とせず、三州即ち「アイオワ」(十一歳—十六歳、例外付、或る市)、「フロリダ」(或る市)、「ニュー、ハンプシャー」(州全體)

次ぎの三十州に於ては少年に適用する特別の街頭商業に関する法律は存在しない。

「アーカンサス」、「コロラド」(註三)、「コンネチカット」、「デヨルデア」、「アイダホ」、「インディアナ」、「カンサス」、「ルイジアナ」、「メーン」、「ミシガン」、「ミズーリ」、「ミシシッピー」、「モンタナ」、「ネブラスカ」、「ネヴァダ」、「ニュージャージー」(註四)、「ニュー、メキシコ」、「ノース、ダコタ」、「オハイオ」、「オクラホマ」、「オレゴン」、「サウス、カロリナ」、「サウス、ダコタ」、「テネシ

ー」、「テキサス」、「ヴァーモント」、華盛頓、「ウエスト、ヴァージニア」、「ワイオミング」

(註一) 児童労働法中に規定せらるゝ「假」許可は街頭商業に對して利用することを得る。徽章を要求せる特別の街頭商業法は「ウィルミントン」市のみ適用される。

(註二) 最低年齢は「市」に於ては十歳である。州全體に適用ある児童労働法は十歳乃至十四歳の者の「許可」に付て規定しつゝ。

(註三) 或る種の街頭商業に於ける少女の最低年齢は十歳である。

(註四) 「ニュージャージー」に於ては州検事長の決定は、併て街頭商業に於ける労働に十歳乃至十四歳の児童を許可せる「年齢及労働證明書」に關する規定が最早效力なきことを意味する。

(註五) 「オクラホマ」に於ては或る種の街頭商業に於ける少女の最低年齢は十六歳である。

一般職業

一般職業は終日又は一部の時間の間授業を爲す學校に通學することを要求せる法律に依つて間接に規律されてゐる。

各州は現在では義務教育法を有つてゐるが、「ミシシッピー」に於ては或る郡を除外してゐる。二十八州に於ては州全體を通じ十六歳まで就學を要求して居り、十四州に於ては最高年齢制限は少くとも或る地方に於ては十七歳又は十八歳である。大抵の州の學校法は一定年齢(通常十四歳)以上の児童に對し労働の爲出校するの義務を免除することを認めてゐると同時に、他方多くの法律は義務教育に關する規定の効果を弱むる例外を設けてゐる。

次ぎの概要は就學の義務を終る年齢に依り州を分類したものである(但し一切の法律は例外規定を有してゐる)。

八州に於ては十八歳

「アイダホ」、「モンタナ」(註一)、「ネヴァダ」、「オハイオ」、「オクラホマ」、「オレゴン」、「ユタ」、「華盛頓」(註二)

六州に於ては十七歳

「デラウエア」、「ウイルミントン」市以外、「ウイルミントン」に於ては十六歳、「メーヌ」、「メリーランド」(「バルティモア」以外十七歳、「バルティモア」に於ては十六歳)、「ノース、ダコタ」、「サウス、ダコタ」、「テネシー」

二十八州及び「コロンビア」管區に於ては十六歳

「アラバマ」、「アリゾナ」、「カリフォルニア」、「コロラド」、「コンネチカット」、「コロンビア」管區、「フロリダ」、「イリノイス」、「インディアナ」、「アイオワ」、「カンサス」、「ケンタッキー」、「ルイジアナ」(註三)、「マサチューセツツ」、「ミシガン」、「ミネツタ」、「ミシシッピ」(註四)、「ミッスーリ」、「ネブラスカ」、「ニュー、ハンプシャイア」、「ニュー、ジャーシー」、「ニュー、メキシコ」、紐育(註五)、「ペンシルヴァニア」、「ロード」島、「ヴァーモント」、「ウエスト、ヴァージニア」、「ウ

イスコンシン」、「ワイオミング」

二州に於ては十五歳

「アーカンサス」、「ヴァージニア」(註六)

四州に於ては十四歳

「ジョルジア」、「ノース、カロリナ」(註七)、「サウス、カロリナ」、「テキサス」

(註一) 「モンタナ」に於ては補習學校の設けある一般地方に於ては十七歳

(註二) 華盛頓に於ては補習學校の設けある場所は十七歳、その他の場所は十六歳

(註三) 「オルレアン」管區その他の處では十四歳

(註四) 或る地區は除外されてゐる。

(註五) 市に於ては教育局は十六歳乃至十七歳の未成年者に付、彼等が使用せられざる場合に就學を要求する権限を與へられらる。

(註六) 七歳乃至十五歳の者は就學義務がある。地方學校局は右の年齢を八歳乃至十六歳に変更することを得る。

(註七) 一層高き制限を有する一切の市又は地區に適用しない。

過去四年間に於て、十四歳乃至十六歳の兒童に及び或る州に於ては十八歳までも兒童に、或る一部の時間補習學校に通學することを要求せる多數の法律が通過した。目下二十七州は此の種の法律を有してゐるが、その内只二十州は或る特殊の條件の下に學校を設立することを要求せる規定を有つ

てゐる。児童の法律上の労働時間の一部と看做される通學時間は一日四時より八時間迄色々である。

使用條件

労働許可證の下附に付最も屢々要求せられる條件は一定の程度の教育及び健康であつて、それは事實上就業年齢を引上げる効果を有してゐる。

教育—児童労働を制限することに關する根本的理由の一は一切の児童に市民としての義務の遂行に必要な教育を確保することに在る。教育程度は児童にして法律が労働することを認むる最低年齢に達しても、最低限度の教育を受けざる者の年齢を引き上げる。

十六州及び「コロンビア」管區は正規雇傭證明書を下附するに先ち少くとも第八級を卒業したることを要求してゐるが、その内七州は或る條件の下に例外を認めてゐる。十四州は之れより一層低き級の標準を有すると共に他方殘餘の十七州は一定の級の標準を有してゐない（註）か又は單に児童は就業するに先ち讀み書きすることが出來（通常英語にて）又或る場合には初等數學の知識を有することを要求してゐる。

（註）然し乍ら、此等の州の一は正規の最低年齢以下の児童に對し貧困なることに因り下附する特別許可に付第五級の要件を有してゐる。

健康—身體検査の重要なことは北米合衆國に於ては層一般的に認められつゝある。それは十八歳未満の児童に於ては特に重要であると認められてゐる。蓋し十二歳位より成熟する迄の間は児童の身體は急激に成長し變化するものであり、若しも此の時代に於て職業生活の新要求に適應するように餘義なくされるならば、彼等は精神上及び肉體上の二重の無理をするからである。

大多數の州は児童の肉體的労働能力に關し或る規定を設けてゐる。二十五州及び「コロンビア」管區に於ては労働許可證を下附するに先ち體格検査を強制的ならしめて居り、八州に於ては體格検査は許可證下附官に於て要求し得ることとなつてゐると同時に殘餘の十五州に於ては、或る州に於て年齢を定むる以外には、醫師に依る検査を要求する規定が存在しない。

附錄第二 表の摘要

本摘要は本報告に於て處理せらるゝ工業以外の職業及此等の職業に使用し得る正規の年齢を一見して分るようにするを目的としたものである。「一般職業」なる題下の欄中の年齢は一層高い制限が示されざる種類の労働に適用するものである。欄中に記載のなきは當該職業が規律せられ居らざることの意味するものではなく、斯る場合に於ては一層詳細なる資料は第二部の法令の概要を参照すべきものである。表中に示さるる年齢を低下せしむる例外は示してあかざりしも、右は第一部の表中に指示せられ居り且第二部の概要中に於て充分處理せられてゐる。工業及び義務教育に關する正規の最低年齢

は比較の爲示したものである。殆ど一切の學校法は授業時間中の使用を禁じてゐる。左の諸國に付ては關係ある法律が見出されなかつた。即ち「アルバニア」、濠州、「ヴィクトリア」及「タスマニア」、支那、玖馬、「ドミニカ」共和國、「エチオピア」、「ハイチ」、「ホンデラス」、印度、日本、「リベリア」、「リスマニア」、「ニュージーランド」、「ニカラグア」、「バラグアイ」、「ペルシア」、「サルヴァドル」、暹羅及「ウルグアイ」之れである。

工業以外ノ職業ニ使用シ得ル兒童ノ年齢ヲ示ス表ノ摘要

(比較ノ爲工業ニ使用シ得ル年齢及義務教育年齢ヲ示シ置ケリ詳細ナル點ハ第一部表中ニ在リ)

國名	正規ノ年齢		一般職業商		娛樂業(第三表)		街頭商業(第四表)		酒場其ノ他(第五表)		雜職業(第六表)
	義務教育ニ關スル正規ノ年齢	工業ニ使用シ得ル正規ノ年齢	(第一表)	(第二表)	危険ナラザルモノ	危険ナルモノ	少年	少女			
亞爾然丁	十四	十四	十二	十四		十八	十四	十八	十八		
濠洲	十四	十四					十二	禁セラル			競馬ノ厩 十四
「ニューサウスウエールズ」	十四	十四					十二	禁セラル			
「クエーンズランド」	十四	十四					十二	禁セラル			

國名	正規ノ年齢		一般職業商		娛樂業(第三表)		街頭商業(第四表)		酒場其ノ他(第五表)		雜職業(第六表)
	義務教育ニ關スル正規ノ年齢	工業ニ使用シ得ル正規ノ年齢	(第一表)	(第二表)	危険ナラザルモノ	危険ナルモノ	少年	少女			
南洲	十四	十四					十二	十二			
西洲	十四	十四					十二	十二			
埃地利	十四	十四	十四	十四			十六	十六	十四		競馬ノ厩 十四
白耳義	十四	十四					十六	十六	十四		
「ポリウエア」									少年 十六 少女 十六		
「ブラジル」			十二				十四	十八			
勃利	十四	十四							十八		
加奈陀									十八		
「アルバニア」	十五	十五					十八	十八	十五		玉突場 十八
英領	十五	十五									麵麩屋 十八
「コロンビア」	十五	十五									
「マニトバ」	十四	十四					十二	十二	二十一		
「ニュー、ブランツイク」	十四	十三					十二	十二	十六		
「ノヴァスコチア」	十六	十四					十二	十六	十六		
「オンタリオ」	十四	十四					十二	十六	十六		
「クエベック」	十五	十四					(註四)	(註四)			
「サスカッチワシ」	十五	十四					(註五)	(註五)			
「ニューコン」									二十一		

児童福利法—一九二三年

一七二

「クエーンズランド」

州児童法—一九一一年 (Queensland Statutes, Vol. I, p. 5076)
州児童法改正法—一九二八年 (Queensland Statutes, Vol. XIV, p. 12139)
一九一一年乃至一九二八年ノ州児童法ニ基ク規則ヲ承認スル改正通牒 (Queensland Government Gazette, No. 35, 10 August 1929, p. 478.)

南 濠 洲

児童保護法—一八九九年
児童保護法改正法—一九一八年

西 濠 洲

工場及職場法—一九二〇年
工場及職場法改正法—一九二一年
児童福利法—一九〇七年乃至一九二七年 (Consolidated text in Appendix to Statutes of Western Australia, 18 (Geo. V, 1927.)

澳 地 利

児童労働ニ關スル法律—一九一八年十二月十九日 (Ch.B. Vol. X^{III}, 1918, p. 19)
児童ノ労働手帳ニ關スル規則—一九一九年五月十七日
児童労働ノ監督ニ關スル社會福利省訓令—一九二〇年一月二十三日 (L.S. 1920, Ans. 17.)

社會省命令 (公衆娛樂業)—一九二〇年五月二十日

劇場ノ雇傭契約ニ關スル法律 (俳優法)—一九二二年七月十三日 (L.S. 1922, Ans. 3.)

児童労働ニ關スル一九一八年十二月十九日ノ法律ヲ改正スル聯邦法—一九二八年七月十日 (L.S. 1928, Ans. 3, 12.)

白 耳 義

婦人及児童ノ使用ニ關スル勅令—一九一九年二月二十八日 (L.S. 1919, Bol. 2.)
一日八時間且一週間四十八時間ヲ規定スル法律—一九二一年六月十四日 (L.S. 1921, Bol. 1.)
巡回職業ニ使用セラル、児童ノ保護ニ關スル法律—一八八八年五月二十八日
婦人及児童ニ關スル法律ニ基ク勅令 (劇場「ミニージャック、ホール」、舞踏場及夜間營業ノ酒場ニ於ケル十六歳未満ノ児童ノ使用ノ禁止)—一九二七年四月二十七日 (L.S. 1927, Bol. 2.)

「ボリヴィア」

工業ニ於ケル婦人及児童ノ保護ニ關スル最高命令—一九二九年九月二十一日 (L.S. 1929, Bol. 2.)
一九二九年九月二十一日ノ最高命令ノ適用ニ關スル規則—一九三〇年二月 (L.S. 1929, Bol. 2.)

「ブラジル」

児童及年少者ノ救済及保護ニ關スル法律ヲ統一スル命令—一九二七年十月十二日 (L. S. 1227, Braz. 1.)

勃 牙 利

労働者ノ健康及安全ニ關スル法律—一九一七年四月五日—十八日 (B.R. Vol. X^{III}, 1918, p. 26.)

加 奈 陀

一七三

「アルバータ」

工場法—Statutes of Alberta, 1926 Chapter 52 (Reprinted in Legislative Series 1926, Can. 1.)
 児童保護法—Revised Statutes of Alberta, 1922, Chapter 217, Vol. III, p. 2673.
 就學法—Revised Statutes of Alberta, 1922, Chapter 55, Vol. I, p. 796.
 工場法—Revised Statutes of Alberta, 1922, Chapter 229, Vol. III, p. 2800.

英領「コロムビア」

店舗規律法—Revised Statutes of British Columbia, 1924, Chapter 292, Vol. III, p. 3039.
 幼児ニ關スル法律—Revised Statutes of British Columbia, 1924, Chapter 112, Vol. III, p. 1387.
 博奕場法—Revised Statutes of British Columbia, 1924, Chapter 196, Vol. II, p. 2707.
 市町村ニ關スル法律—Revised Statutes of British Columbia, 1924, Chapter 179 Vol. II, p. 2317.

「マニトバ」

「店舗規律法」ヲ改正スル法律—Statutes of Manitoba, Consolidated Amendments, 1924, Chapter 180, p. 1336.
 児童ノ福利ニ關スル法律—Statutes of Manitoba, op. Cit., Chapter 30, p. 149.
 児童ノ福利ニ關スル法律—Statutes of Manitoba, 1928, Chapter 4, p. 5.
 児童ノ福利ニ關スル法律ヲ改正スル法律—Statutes of Manitoba, 1922, Chapter 6, p. 31.
 政府飲料管理法—Statutes of Manitoba, 1928, Chapter 31, p. 54.

「ニュー、ブランツウィツク」

一九二七年ノ改正法令集—Extracts reprinted in Labour Legislation, etc., p. 192 (as regards the Compulsory attenda-

nce at School Act) and p. 196 (as regards the Children's Protection Act).

「ノヴァ、スコチア」

教育法(一九一八年)—Revised Statutes of Nova Scotia, Chapter 60, 1928, Vol. I, p. 498.
 児童保護法(一九一九年)—Revised Statutes of Nova Scotia, Chapter 166, 1923, Vol. I, p. 1457.
 児童保護法改正法(一九三〇年)—Labour Gazette, Ottawa, August 1930.

「オントリオ」

工場、店舗及事務所建物ニ關スル法律—Revised Statutes of Ontario 1927, Chapter 275, Labour Legislation, etc., p. 351
 市町村ニ關スル法律—Revised Statutes of Ontario 1927, Chapter 233, Labour Legislation, etc., p. 347.
 児童ノ保護ニ關スル法律—Revised Statutes of Ontario 1927, Chapter 279, Labour Legislation, etc., p. 357.
 就學ニ關スル法律—Revised Statutes of Ontario 1927, Chapter 332, Labour Legislation, etc., p. 370.

「クエベック」

工業的設備ニ關スル法律—Revised Statutes of the Province of Quebec 1925, Chapter 132, Vol. II, p. 2179.
 市及町ニ關スル法律—Revised Statutes of the Province of Quebec 1925, Chapter 102, Vol. II, p. 1273.

「サスカッチワン」

児童ノ福利ニ關スル法律—Statutes of Saskatchewan, 1927, Chapter 60, Labour Legislation, etc., p. 502.
 就學ニ關スル法律—Revised Statutes of Saskatchewan, 1920, Chapter 111, Labour Legislation, etc., p. 461.
 市ニ關スル法律—Statutes of Saskatchewan, 1925—26, Chapter 18, Labour Legislation, etc., 500.
 町ニ關スル法律—Statutes of Saskatchewan, 1927, Chapter 24, Labour Legislation, etc., p. 501.

「チーロン」

「チーロン」ノ販賣ニ關スル命令— Ordinances of Yukon Territory, 1925, Chapter 2, p. 9.

智利

雇傭契約ハ本法律ニ定メラル、規定ニ依リテ規律セラルヘキコトヲ規定スル法律— 一九二四年九月八日 (L. S., 1924, Chile 2.)

給料被傭者ニ關スル法律ノ本文ヲ承認スル命令— 一九二五年十月十一日 (L. S., 1925, Chile, 1.)

未成年ノ保護ニ關スル法律— 一九二八年十月十八日)

未成年者ノ保護ニ關スル法律ノ實施ニ關スル規則— 一九二八年十二月二十四日 (L.S., 1928, Chile 4, in preparation.)

「ロンドン」

児童ノ福利ニ關スル法律— 一九二四年十一月二十九日 (L.S., 1924, Col. 1)

教育ニ關スル或ル種ノ規定ヲ定ムル法律— 一九二七年十一月十日 (L.S., 1927, Col. 2)

「チエツコスロヴァキア」

八時間制ニ關スル法律— 一九一八年十二月十九日 (L.S., 1919, Cz. 1.2 & 3.)

児童労働ニ關スル法律— 一九一九年七月十七日 (L.S., 1920, Cz. 2.)

丁 抹

児童及年少者ノ使用ニ關スル法律— 一九二五年四月十八日 (L.S., 1925, Den. 1.)

「イングラント」及「ウェールズ」

児童ニ危險ナル興行物ニ關スル法律— 一八七九年 (Statutes Revised, Vol. XV, p. 948.)

危險ナル興行物ニ關スル法律— 一八九七年 (Statutes Revised, Vol. XX, p. 510.)

児童ニ關スル法律— 一九〇八年 (Public General Acts, 1913, 3 & 4 Geo V, Ch. 7.)

児童(海外ニ於ケル使用)ニ關スル法律— 一九一三年 (Public General Acts, 1913, 3 & 4 Geo.V, Ch. 7.)

教育ニ關スル法律— 一九二一年 (Public General Acts, 1921, 11 & 12 Geo. V, Ch. 51) (L.S., 1921, G.B. 4.)

児童(海外ニ於ケル使用)ニ關スル法律— 一九三〇年 (Public General Acts, 1930, 20 Geo. V, Ch. 21.)

「エストニア」

一九二七年五月十日ノ法律

一九二五年四月二十二日ノ「タリン」市條例

芬 蘭

店舗及商業的設備、事務所並ニ倉庫ニ於ケル使用條件ニ關スル法律— 一九一九年十月二十四日 (L.S., 1920, Fin. 2.)

工業ニ於ケル児童及年少者ノ使用ニ關スル法律— 一九二九年七月三十一日 (L.S., 1929, Fin. 2.)

佛 蘭 西

勞働及社會福利法典第二卷(一九二八年六月三十日ノ法律ヲ以テ改正)

劇場ニ於テ十三歳未満ノ児童ヲ使用スルコトニ付許可ヲ與フルノ條件ニ關スル省同章— 一九一三年三月十日、一九一四年六月

二十六日及一九二六年二月二十六日

店舗ノ軒先ニ於テ児童及婦人ヲ使用スルコトヲ規律スル命令— 一九一三年六月二十一日

酩酊ノ禁止及飲食店ノ取締ニ關スル法律— 一九一七年十月二日

婦人及児童ノ爲ニ禁止セラル、危險ナル職業ニ關スル命令— 一九一四年三月二十一日

獨逸

工業的企業ニ於ケル児童ノ使用ニ關スル法律—一九〇三年三月三十日

工業的企業ニ於ケル児童ノ使用ニ關スル一九〇三年三月三十日ノ法律ヲ改正スル法律—一九二五年七月三十一日 (L.S., 1925, Ser. 5)

工業的企業ニ於ケル児童ノ使用ニ關スル法律 (「プロシア」)—一九〇三年十一月三十日

工業的企業ニ於ケル児童ノ使用ニ關スル聯邦法ノ實施ニ關スル商務省令 (「プロシア」)—一九二六年五月三日

希臘

婦人及未成年者ノ勞働ニ關スル法律—一九一二年一月二十四—二月六日 (B.P., Vol. VI, 1912, P. 285.)

工場、作業場、商會社及一切ノ種類ノ販賣場所ニ於ケル婦人及未成年者ノ勞働ニ關スル法律ノ施行ニ關スル勅令—一九一三年八月十四日—二十七日 (B.P., Vol. K, 1914, p. 219.)

「グアテマラ」

勞働法ヲ發布スル命令—一九二六年四月三十日 (L. S., 1926, Quant. 1.)

洪牙利

工業條例—一八八四年

一八八四年ノ工業條例ヲ改正スル法律—一九二二年二月二十三日 (L.S., 1922, Hung. 1.)

工業及或ル種ノ他ノ企業ニ於テ使用セラル、児童、年少者及婦人ノ保護ニ關スル法律—一九二八年一月十二日 (L. S., 1928, Hung. 1.)

愛蘭自由國

児童ニ危險ナル興行物ニ關スル法律—一八七九年 (Statutes Revised, Vol. XIV, p. 948.)

児童ニ危險ナル興行物ニ關スル法律—一八九七年 (Statutes Revised, Vol. XX, p. 510.)

児童ノ使用ニ關スル法律—一九〇三年 (Public General Acts, 3 Edw. VII, Ch. 45.)

児童ノ酷使豫防ニ關スル法律—一九〇四年 (Public General Acts, 4 Edw. VI, Ch. 15.)

児童ニ關スル法律—一九〇八年 (Public General Acts, 1908, 8 Edw. VII, Ch. 67.)

児童 (海外ニ於ケル使用)ニ關スル法律—一九一三年 (Public General Acts, 1913, 3 & 4 Geo. V, Ch. 7.)

酒精飲料 (一般)ニ關スル法律—一九二四年 (Public Statutes of the Irish Free State, 1924, p. 433.)

就學ニ關スル法律—一九二六年 (Public Statutes of the Irish Free State, 1926, p. 157.)

伊太利

巡回職業ニ於ケル児童ノ使用ノ禁止ニ關スル法律—一八七三年十二月十三日

母性及児童ノ福利ニ關スル法律 (第二二七七號)—一九二五年十二月十日 (L. S., 1925, It. 7.)

母性及児童ノ福利ニ關スル一九二五年十二月十日ノ法律第二二七七號ノ施行規則ヲ承認スル勅令—一九二六年四月十五日 (L. S., 1926, It. 3.)

S., 1926, It. 3.)

母性及児童ノ福利ニ關スル一九二五年十二月十日ノ法律第二二七七號ヲ改正スル法令—一九二六年十月二十一日 (L. S., 1926, It. 3 B.)

It. 3 B.)

公安ニ關スル諸法律ノ統一法ヲ承認スル勅令 (第一八四八號)—一九二六年十一月六日 (L. S., 1926, It. 6.)

母性及児童ノ福利ニ關スル一九二五年十二月十日ノ法律第二二七七號ヲ改正スル一九二六年十月二十一日ノ法令ヲ法律ニ變更

スル法律—一九二八年一月五日

一九二六年十一月六日ノ警察法ノ統一法ニ基ク規則ヲ承認スル勅令—一九二九年一月二十一日

「ラトヴィア」

労働時間ニ關スル法律—一九二二年三月二十四日 (L. S., 1922, Lat. 1.)

労働時間ニ關スル法律ノ修正及附加—一九二四年四月二十六日 (L. S., 1924, Lat. 1.)

「ルクセンブルグ」

巡回職業ニ關スル法律—一八七〇年六月十八日

和 蘭

一般労働時間ヲ制限シ且危険ナル労働ニ對シ労働者ヲ保護スル法律—一九一九年十一月一日 (B.B. Vol. XVII, 1919, p. 134)
同上改正法—一九二二年五月二十日 (L. S., 1922, Neth. 1. (c))

一九一九年ノ労働法ノ第十條第一項ニ基ク行政規則ヲ發布スル命令—一九二〇年八月十日

諾 威

劇場及其ノ他ノ公衆娛樂業ニ對スル許可ニ關スル法律—一八七五年五月二十二日

一九〇二年五月二十二日ノ一般刑法

一九〇八年八月十五日ノ法律ニ依テ改正セラレタル一八八九年六月二十六日ノ都市及地方ノ學校ニ關スル法律

「パナマ」

行政法典—一九一六年八月二十二日

「ベルー」

婦人及兒童ノ使用ヲ規律スル法律—一九一八年十一月二十五日 (L. S., 1919, Per. 1.)

波 蘭

右ノ法律ニ基ク規則—一九二一年六月二十五日

憲法—一九二一年三月十七日 (L. S., 1921, Pol. 3.)

婦人及年少者ノ使用ニ關スル法律—一九二四年七月二日 (L. S., 1924, Pol. 2.)

婦人及年少者ニ對シ禁止セラル、職業表ニ關スル労働及社會福利省命令—一九二五年七月二十九日 (L. S., 1925, Pol. 2.)

葡 萄 牙

産業衛生監督局ノ監督ノ下ニ年少者及婦人ノ使用ヲ規律シ且年少者及婦人ノ健康ヲ保護スル制度ヲ設定スル命令—一九二七年十月二十九日 (L. S., 1925, Por. 2.)

婦人及年少者ノ使用並ニ關係アル附表ニ關スル規則ヲ承認スル命令—一九二七年十月三十一日 (L. S., 1927, Port. 6 B.)

羅馬尼亞

年少者及婦人ノ労働ノ保護並ニ労働時間ニ關スル法律—一九二八年四月九日 (L. S., 1928, Rum. 1.)

右ノ法律ノ施行規則 (L. S., 1929, Rum. 1 in preparation)

南阿聯邦

一九一三年ノ兒童ノ保護ニ關スル法律—Statutes of the Union of South Africa 1913, p. 372

一九一三年ノ兒童ノ保護ニ關スル法律ヲ改正スル一九二一年ノ法律—Statutes of the Union of South Africa 1921, p. 130.

西 班 牙

婦人及兒童ノ労働條件ヲ定ムル法律—一九〇〇年三月十三日

右ノ法律ノ施行規則—一九〇〇年十一月十三日

刑法々典—一九二八年九月八日

一八二

瑞典

労働ノ保護ニ關スル法律—一九二二年六月二十九日 (B. B. Vol V, 1913, p. 84.)

或ル場合ニ於テ兒童ニ依ル品物ノ販賣ヲ禁止スルコトニ關スル法律—一九二六年四月九日 (L. S., 1926, Swe. 2.)

「ヴェネズエラ」

労働ニ關スル法律—一九二八年七月二十三日 (L. S., 1928, Ven. 2.)

「ユーゴスラヴィア」

労働者ノ保護ニ關スル法律—一九二二年二月二十八日 (L. S., 1922, SCS. 1.)

76

川口印刷所印行